

関稅定率法等の一部を改正する法律(案) 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (第一条關係)	1
○ 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号) (第二条關係)	17
○ 関稅法(第三条關係)	51
○ 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (第四条關係)	61
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百十二号) (附則第六条關係)	86
○ 租稅特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) (附則第七条關係)	88
○ とん稅法(昭和三十二年法律第三十七号) (附則第八条關係)	91
○ 特別とん稅法(昭和三十二年法律第三十八号) (附則第八条關係)	92
○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う關係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号) (附則第九条關係)	93

○ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二関係）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

目次

（省略）

同上

番 号	品 名	税 率
（省略）	（省略）	（省略）
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）	
	一 （省略）	（省略）
	二 その他のもの	
	（一）幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	
	（二）義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等	

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
〇四・〇二	同上	
〇四〇二・一〇	同上	
	一 同上	同上
	二 同上	
	（一）小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	
	（二）中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	

学校（中等教育学校の後期課程を含む）

若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設
の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

一キログラムにつき四六六円

、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

同上

<p>〇四〇二・二一 〇四〇二・九九</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二〇・〇九</p>	<p>(省 略)</p> <p>果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二〇〇九・一一 ~ 二〇〇九・七九</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二〇〇九・八一 二〇〇九・八九</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二 野菜ジュース</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>〇四〇二・二一 〇四〇二・九九</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>二〇・〇九</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>二〇〇九・一一 ~ 二〇〇九・七九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>二〇〇九・八一 二〇〇九・八九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>二 同 上</p>	<p>(一) 同 上</p>	<p>同 上</p>

<p>二〇〇九・九〇</p>	<p>混合ジュース</p> <p>一 果汁を主成分とするもの</p> <p>二 野菜ジュースを主成分とするもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>三 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>三 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>九・六%</p> <p>二二・四%</p> <p>一六%</p>
<p>(省略)</p> <p>二二・〇六</p> <p>二二〇六・〇〇</p>	<p>(省略)</p> <p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>(省略)</p>

<p>二〇〇九・九〇</p>	<p>同上</p> <p>一 混合果汁</p> <p>二 混合野菜ジュース</p> <p>(一) 同上</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>九・六%</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>同上</p> <p>二二・〇六</p> <p>二二〇六・〇〇</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>二二〇八・二〇</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二二・〇八</p>	<p>(省 略)</p>
<p>エチルアルコール(変性させて ないものでアルコール分が八〇 %未満のものに限る。)及び蒸 留酒、リキユールその他のアル コール飲料</p>	<p>(省 略)</p>
<p>ぶどう酒又はぶどう酒もろみ の搾りかすから得た蒸留酒</p>	<p>(省 略)</p>
<p>無税</p>	<p>(省 略)</p>
<p>無税</p>	<p>(省 略)</p>
<p>二二〇八・二〇</p>	<p>同上</p>
<p>ぶどう酒又はぶどう酒もろみ の搾りかすから得た蒸留酒</p>	<p>同上</p>
<p>一 アルコール分が五〇% 以上のも(二リット ル未満の容器入りにし たものを除く。)</p>	<p>同上</p>
<p>二 その他のもの</p>	<p>同上</p>
<p>一リットル につき一九 三円二〇銭 一リットル につき二二 四〇銭</p>	<p>同上</p>

二二〇八・三〇

ウイスキー

無税

二二〇八・三〇

ウイスキー

一| バーボンウイスキー（

二|

アルコール分が五〇%以上のも（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）
ライウイスキー（アルコール分が五〇%以上のも（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）にあつては内容品が原産国の政

七円九〇銭

一三・七%

二二〇八・四〇

ラムその他これに類する発酵
したさとうきびの製品から得
た蒸留酒

無税

二二〇八・四〇

ラムその他これに類する発酵
したさとうきびの製品から得
た蒸留酒

(ロ) その他のもの

(ハ) アルコール分が五〇
%以上のもの(二リ
ットル未満の容器入
りにしたものを除く
。)

三) その他のもの

府又は政府代行機関に
より真正なものである
と証明されているもの
に限るものとし、その
他のものにあつては内
容品がライウイスキー
であることを表示する
ラベルが容器に張り付
けてあり、かつ、当該
内容品が原産国の政府
又は政府代行機関によ
り真正なものであると
証明されているものに
限る。(一)

二〇・二%

二円五〇銭

一リットル
につき一七

七円二〇銭

一リットル
につき二〇

一五・七%

一リットル

				二二〇八・五〇
			ウオツカ	二二〇八・六〇
			リキュール及びコーデイアル	二二〇八・七〇
			その他のもの	二二〇八・九〇
			一 エチルアルコール及び蒸留酒	
		(一)	フルーツブランデー	
(二)	(省略)			
(省略)			無税	無税
				二二〇八・五〇
			ウオツカ	二二〇八・六〇
			リキュール及びコーデイアル	二二〇八・七〇
			その他のもの	二二〇八・九〇
			一 エチルアルコール及び蒸留酒	
		(一)	フルーツブランデー	
		A	アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	
		B	その他のもの	
(二)	同上			
			一リットルにつき八六円二〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)	一九・六%
			一七・九%	(その率が)
			一リットルにつき一四円一〇銭	一リットル
				三円二〇銭
				一リットル
				につき二二
				七円九〇銭
	同上			

(省略)	二 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。 ）、これらの調製品（石油又は 歴青油の含有量が全重量の七〇 %以上のもので、かつ、石油又 は歴青油が基礎的な成分を成す ものに限るものとし、他の項に 該当するものを除く。）並びに 廃油	(省略)	(省略)	石油及び歴青油（原油を除く 。）並びにこれらの調製品（ 石油又は歴青油の含有量が全 重量の七〇%以上のもので、 かつ、石油又は歴青油が基礎 的な成分を成すものに限るも のとし、バイオディーゼルを 含有するもの及び他の号に該 当するものを除く。）	(省略)	(省略)
二七二〇・一二 二七二〇・一九	その他のもの 一 石油及び歴青油（石 油及び歴青油以外の 物品を加えたもので	(省略)	(省略)	同上	同上	同上
二七・一〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二七二〇・一二 二七二〇・一九	同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上

、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）

(一)・(二) (省 略)

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・

九〇三七以下のもの

(b) (a) (省 略)

温度一五度における比重が

〇・八三以上

で引火点が温度一三〇度以下のもの(本

邦に到着した時においてこ

れらの性質を有するもの又は

政令で定めるところによ

り本邦に到着した石油製品

に他の石油製品を混合して

得たものでこ

れらの性質を

(省 略)

(省 略)

(一)・(二) 同上

(三) 同上

A 同上

(b) (a) 同上

その他のもの

一キロリットルにつき四五九円

同上

同上

二七二〇・二〇

<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）</p> <p>一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む</p>	<p>(c) 有するものに 限る。第二七 一〇・二〇号 において同じ （のうち、 農林漁業の用 に供するもの その他のもの</p>	<p>B (省略) (四・五) (省略) 二 (省略)</p>	<p>無税 一キロリッ トルにつき 四五九円</p>
--	---	---	--

二七二〇・二〇

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>B 同上 (四・五) 同上 二 同上</p>	<p>同上 同上 同上</p>
-----------	-----------	-----------------------------------	-------------------------

(省略)	(省略)	(省略)	二七二〇・九一 二七二〇・九九	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)				
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	二 (省略)	(五・六) (省略)	B (省略)	(c) の の 用に供するも の うちの、農林漁業 の 度以下のもの 点が温度一三〇 八三以上で引火 ける比重が〇・ 温度一五度にお (a) (省略)	(a) 三七以下のもの	A 温度一五度にお ける比重が〇・九〇	(四) 重油及び粗油	(一) (三) (省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	無税	(省略)	(省略)	(省略)	一キロリッ トルにつき 四五九円	(省略)

同上	同上	同上	二七二〇・九一 二七二〇・九九	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(b) の の 用に供するも の うちの、農林漁業 の 度以下のもの 点が温度一三〇 八三以上で引火 ける比重が〇・ 温度一五度にお (a) (省略)	(a) 同上	A 同上	(四) 同上	(一) (三) 同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(省 略)	(省 略)	三九〇八・一〇 三九〇八・九〇	三九・〇八)	ポリアミド（二次製品に限る。	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)	その他のもの 一 メターアラミド 二 その他のもの	(省 略)	(省 略)	五・六% 無税
(省 略)	(省 略)	二九〇四・九一 二九〇四・三六 ~	二九〇四・九一 二九〇四・九九	その他のもの (省 略)	その他のもの 一 パラーニトロクロロ ベンゼン 二 その他のもの	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	二九〇四・一〇 二九〇四・三六	二九〇四・九一 二九〇四・九九	炭化水素のスルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体（ハロゲン化してあるか ないかを問わない。）	(省 略)	(省 略)	(省 略)

同上	同上	三九〇八・一〇 三九〇八・九〇	三九・〇八	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	二九〇四・九一 二九〇四・三六 ~	二九〇四・九一 二九〇四・九九	同上	同上 二 その他のもの	同上	同上
同上	同上	二九〇四・一〇 二九〇四・三六	二九〇四・九一 二九〇四・九九	同上	同上	同上	同上

<p>五五・〇一 五五〇一・一〇</p>	<p>合成繊維の長繊維のトウ ナイロンその他のポリアミドのもの 一 メターアラミドのもの 二 その他のもの</p>	<p>無税 八%</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>九五・〇三 九五〇三・〇〇</p>	<p>三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p>	<p>無税</p>

<p>五五・〇一 五五〇一・一〇</p>	<p>同上 ナイロンその他のポリアミドのもの</p>	<p>八%</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>九五・〇三 九五〇三・〇〇</p>	<p>三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル 一 車輪付きがん具及び人形用乳母車 二 人形（人間を模したものに限る。） 三 がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。） A 紡織用繊維の織物製 （一） 詰物をしたもの</p>	<p>三・八% 四・六%</p>

(一) 紡織用繊維の織物製、 卑金属製又はプラスチック製のもの	(二) 紡織用繊維の織物製、 卑金属製又はプラスチック製のもの	(一) 楽器類（がん具に限る。） 及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）	(二) 楽器類（がん具に限る。） その他のもの	(一) 卑金属製又はプラスチック製のもの	(二) 卑金属製又はプラスチック製のもの	(一) 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具	(二) 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具	(一) 卑金属製又はプラスチック製のもの	(二) 卑金属製又はプラスチック製のもの	(一) 卑金属製又はプラスチック製のもの	(二) 卑金属製又はプラスチック製のもの	A 紡織用繊維の織物製、 卑金属製又はプラスチック製のもの	B その他のもの	A 紡織用繊維の織物製、 卑金属製又はプラスチック製のもの	B その他のもの
四・六%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%	三・四%	四・六%

(省略)	(省略)	九六・一九 九六一九・〇〇	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	生理用のナプキン(パッド)及 びタンポン、乳児用のおむつ及 びおむつ中敷きその他これらに 類する物品(材料を問わない。)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	無税	(省略)	(省略)	(省略)

同上	同上	九六・一九 九六一九・〇〇	同上	同上	同上
同上	同上	一 紙製、セルロースウオツ デイング製、セルロース 繊維のウェブ製又は紡織 用繊維のウオツデイング 製のもの 二 綿製のもの 三 その他のもの	同上	同上	七 その他のもの 七(一) 紡織用繊維の織物製、 卑金属製又はプラスチック 製のもの 七(二) その他のもの
同上	三・九% 六・五% 無税	同上	同上	同上	三・四% 四・六% 三・四%

改 正 案

現 行

<p>目次 第一章（第十章）（省 略） 第十一章 犯則事件の調査及び処分 第一節 犯則事件の調査（<u>第一百十九条—第一百四十三条</u>） 第二節 犯則事件の処分（<u>第一百四十四条—第一百四十九条</u>） 附則 第三節 送達</p> <p>第二条の四 （省 略）</p> <p>（承認の要件） 第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。 一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。 イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の国税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは<u>国税通則法</u>の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であるとき。</p>	<p>目次 第一章（第十章） 同 上 第十一章 同 上 第一節 犯則事件の調査（<u>第一百十九条—第一百三十六条</u>） 第二節 犯則事件の処分（<u>第三十六条の二—第四十条</u>） 附則 第三節 同 上</p> <p>（書類の送達等） 第二条の四 同 上</p> <p>第七条の五 同 上</p> <p>一 同 上 イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の国税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは<u>国税犯則取締法</u>（<u>明治三十三年法律第六十七号</u>）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であ</p>
---	--

ロくり (省 略)

二・三 (省 略)

(更正及び決定)

第七条の十六 (省 略)

2・3 (省 略)

4 第一項若しくは前項の規定による更正(以下「更正」という。)又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定に係る課税標準、当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。)は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

5 (省 略)

第三節 賦課課税方式による関税の確定

第八条 税関長は、賦課課税方式が適用される貨物について関税を賦課しようとするときは、その調査により、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一 第六条の二第一項第二号イ又はホ(税額の確定の方式)に掲げる関税に係る場合

イ 第六十七条(輸出又は輸入の許可)の輸入申告に係る課税標

るとき。

ロくり 同上

二・三 同上

(更正及び決定)

第七条の十六 同上

2・3 同上

4 第一項若しくは前項の規定による更正(以下「更正」という。)又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定に係る課税標準、当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。)は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

5 同上

第三節 同上

(賦課決定)

第八条 同上

一 第六条の二第一項第二号イ又はホ(賦課課税方式)に掲げる関税に係る場合

イ 第六十七条(輸出又は輸入の許可)の輸入申告に係る課税標

準が税関長の調査したところと同じであるとき 納付すべき税額

ロ 輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なるとき 課税標準及び納付すべき税額

二 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前三項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通知書(第一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行う。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イに掲げる関税に係るものである場合その他政令で定める場合には、当該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

5 (省 略)

(出港手続)

第十七条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関長は、第六十九条の二(輸出してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の出港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

準が税関長の調査したところと同じであるとき 納付すべき税額

ロ 輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なるとき 課税標準及び納付すべき税額

二 同 上

2・3 同 上

4 前三項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通知書(第一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行う。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イ(携帯品等に対する関税)に掲げる関税に係るものである場合その他政令で定める場合には、当該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

5 同 上

(出港手続)

第十七条 同 上

2 同 上

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定められるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(特殊船舶等の出港手続)

第十七条の二 特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定められるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(入出港の簡易手続)

第十八条 (省 略)

2 (省 略)

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第十項から第十二項まで及び第十七条第一項(出港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第十項の規定による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 (省 略)

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(同項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三(特殊船舶等の入港手続)及び第十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、第十五条の三第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 (省 略)

3 特殊航空機が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三第一項から第三項まで及び第十七条の二第一項の規定は、適用しない。ただし

(入出港の簡易手続)

第十八条 同 上

2 同 上

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第十項から第十二項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第十項の規定による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 同 上

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三(特殊船舶等の入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 同 上

3 特殊航空機が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政

、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条の三第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 (省 略)

(不開港への出入)

第二十条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関長は、第六十九条の二(輸出してはならない貨物)、第六十条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があるときは、不開港に入港し、又は不開港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港又は出港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 (省 略)

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 (省 略)

2・3 (省 略)

4 特殊船舶等が不開港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があるときは、船長又は機長に対し、旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員

令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 同 上

(不開港への出入)

第二十条 同 上

2 同 上

3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の実施を確保するため必要があるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することができる。

4 同 上

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 同 上

2・3 同 上

に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

5| 税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港し、又は不開港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港又は出港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

6| (省 略)

(船舶又は航空機の資格の変更)

第二十五条 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、同様とする。

2| 沿海通航船舶等を特殊船舶等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船舶等として使用しようとするときも、同様とする。

(船長又は機長の行為の代行)

第二十六条 第十五条第一項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで（入港手続）、第十五条の三第一項から第三項まで（特殊

4| 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5| 同上

(船舶又は航空機の資格の変更)

第二十五条 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、また同様とする。

(船長又は機長の行為の代行)

第二十六条 第十五条（入港手続）、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易

船舶等の入港手続)、第十七条第一項(出港手続)、第十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続)、第十八条第二項から第四項まで(入出港の簡易手続)、第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十条第一項若しくは第二項(不開港への出入)、第二十条の二第一項から第四項まで(特殊船舶等の不開港への出入)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの規定に規定する船舶又は航空機の所有者等(所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。)も行うことができる。

第三款 専門委員

第六十九条の二十一 (省 略)

2 (省 略)

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵便株式会社から交付された郵便物(政令で定めるものを除く。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項(輸出してはならない貨物)、第六十九条の十一第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第百十八条第一項(没収)の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却等)(第八十八条(収容)についての規定の準用)及び第百三十三条第三項(領置物件等の処置)において準用する場合

手続)、第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十条(不開港への出入)、第二十条の二(特殊船舶等の不開港への出入)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者等(所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。)も行うことができる。

第三款 同上

(専門委員)

第六十九条の二十一 同上

2 同上

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵便株式会社から交付された郵便物(政令で定めるものを除く。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項(輸出してはならない貨物)、第六十九条の十一第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第百十八条第一項(没収)の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却等)(第八十八条(留置貨物)及び第百三十三条第三項(領置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。)若し

を含む。)若しくは第百三十三条第二項の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第百三十四条第三項(領置物件等の還付等)の規定により国庫に帰属したもの、第百四十六条第一項(税関長の通告処分等)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

第七節 外国貨物の積戻し

第七十五条 (省 略)

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第十四号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくな

くは第百三十三条第二項(領置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第百三十四条第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したもの、第百三十八条第一項(通告処分)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

第七節 同上

第七十五条 同上

(外国貨物の積戻し)

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第九号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくな

つた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 5 (省 略)

第七章の二 行政手続法との関係

第八十八条の二 (省 略)

2 (省 略)

(税関職員の権限)

第百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることがで

た旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 5 同 上

第七章の二 同 上

(行政手続法の適用除外)

第八十八条の二 同 上

2 同 上

(税関職員の権限)

第百五条 同 上

きる。

一・二 (省 略)

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承認等の検査)(第六十一条の四(保税蔵置場についての規定の準用)及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税工場外における保税作業)(第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。)、第六十七条の四第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四〇六 (省 略)

2 (省 略)

3 税関職員は、第一項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、かつ、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4・5 (省 略)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十三 (省 略)

十四 第二十五条第一項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、又は外国貿易

一・二 同上

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承認等の検査)(第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税工場外における保税作業)(第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。)、第六十七条の四第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四〇六 同上

2 同上

3 税関職員は、第一項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、かつ、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4・5 同上

第百十四条 同上

一〇十三 同上

十四 第二十五条(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易

易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した
船長又は機長

2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等（同条に規定する所有者等をいう。）が行った場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 九（省 略）

十 第二十五条第一項の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第七項、第八項又は第十四項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二 第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽つた書類を提示して貨物の積卸しをした者

四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

五 第十七条第四項前段（出港手続）の規定による報告をせず、又

船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

2 同上

一 九 同上

十 第二十五条の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）

第百十四条の二 同上

一 同上

一 二 同上

一 三 同上

一 四 同上

は偽つた報告をした者	
六 第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者	一の五 同上
七 第二十三条第一項又は第二項（船用品又は機用品の積み込み等）の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者	二 同上
八 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者	三 同上
九 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行った者	四 同上
十 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）、第六十三条の九第二項若しくは第二項（保税運送の特例）又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者	五 同上
十一 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項の規定による確認を受けなかつた者	六 同上
十二 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者	七 同上
十三 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者	八 同上
十四 第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者	九 同上
十五 第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者	九の二 同上
十六 第五十五条第一項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	十 同上

十七| 第五十五条第一項第四号の二又は第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

十八| 第六十六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第一百七十七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜三 （省 略）

四| 第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

五| 第十七条の二第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

六| 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

七| 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

八| 第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

九| 第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定に

十の二| 同上

十一| 同上

第百十五条 同上

一〜三 同上

四| 同上

五| 同上

六| 同上

七| 同上

よる報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長
十| 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた
書類を提出した船長又は機長

十一| 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届
を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

十二| 第二十条の二第四項前段の規定に違反して同項に規定する出
港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機
長

十三| 第二十条の二第四項後段の規定による書類の提出の求めに応
じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十四| 第二十五条第二項（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に
違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、沿海通航船等を特
殊船舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通航船等として使
用した船長又は機長

2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、特殊
船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等
（同条に規定する所有者等をいう。）が行つた場合における当該所
有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲
役又は三十万円以下の罰金に処する。
一〜三（省 略）

四| 第十七条の二第一項前段に規定する出港届について偽つた出港
届を提出した者

五| 第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書類
を提出した者

六| 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による
報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が
開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

七| 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第

八| 同上

九| 同上

2 同上

一〜三 同上

四| 同上

五| 同上

四項の規定による書類について偽った書類を提出した者

八| 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽った届出をした者

九| 第二十条の二第一項の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が不開港に入港した場合に限る。）

十| 第二十条の二第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

十一| 第二十条の二第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

十二| 第二十条の二第四項前段に規定する出港届について偽った出港届を提出した者

十三| 第二十条の二第四項後段の規定による書類について偽った書類を提出した者

十四| 第二十五条第二項の規定による届出について偽った届出をした者（当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された場合に限る。）

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項、第六十七条の八第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二 第十五条の三五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

六| 同上

七| 同上

八| 同上

九| 同上

第百十五条の二 同上

一 同上

一| 二| 同上

三| 第十七条の二第三項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

四| 第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者

五| 第二十条の二第六項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

六| 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域）についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

七| 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

八| 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入れをした者

九| 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条（指定保税地域）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

十| 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

十一| 第六十一条の四（保税蔵置場）についての規定の準用）において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）

二| 同上

二の二| 第二十条の二第五項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

三| 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四| 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五| 同上

六| 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

七| 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八| 第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこ

又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けずに外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

十二| 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）

又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

十三| 第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けずに第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとされている行為を除く。）をした者

十四| 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十五| 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

十六| 第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出をせず、又は偽った届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れた者

第十六条 重大な過失により第一百一十一条第一項第二号（許可を受けずに輸出入する等の罪）、第一百三十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）、第十四条、第十四条の二（第十六号及び第十号

と等の承認）の規定に違反して承認を受けずに外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

九| 同上

十| 同上

十一| 同上

十二| 同上

十三| 同上

第十六条 重大な過失により第一百一十一条第一項第二号（許可を受けずに輸出入する等の罪）、第一百三十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）、第十四条、第十四条の二（第十号及び第十号

七号を除く。）、第百十五条（報告を怠つた等の罪）又は第百十五条の二（第一号、第七号及び第十六号を除く。）（帳簿の記載を怠つた等の罪）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第十一章 犯則事件の調査及び処分

第一節 犯則事件の調査

（質問、検査又は領置等）

第百十九条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項及び第百二十一条第一項（臨検、搜索又は差押え等）において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2 （省 略）

（臨検、搜索又は差押え等）

第百二十一条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場

の二を除く。）、第百十五条（報告を怠つた等の罪）又は第百十五条の二（第一号、第四号及び第十三号を除く。）（帳簿の記載を怠つた等の罪）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第十一章 同 上

第一節 同 上

（質問、検査又は領置等）

第百十九条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑者が置き去つた物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件若しくは犯則嫌疑者が置き去つた物件を領置することができる。

2 同 上

（臨検、搜索又は差押え）

第百二十一条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

合に限り、搜索をすることができる。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3 前二項の場合において、急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。

4 税関職員は、第一項又は前項の許可状（第三百三十六条（鑑定等の嘱託）を除き、以下「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

5 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

2 前項の場合において急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前項の処分をすることができる。

3 税関職員は、第一項又は前項の許可状（以下この条から第二百二十五条までにおいて「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならぬ。

7 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

(通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第二百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係があると認めに足りる状況があるもの限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二百二十三条 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置

5 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

(郵便物等の差押)

第二百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に係があると認めに足りる状況があるもの限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めると同時に、当該求めを取り消さなければならぬ。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)

第二百二十四条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終つた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二百二十一条第一項（臨検、搜索又は差押え等）の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二百二十一条第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押)

第二百二十三条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終つた際に発覚した事件について、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二百二十一条第一項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二百二十一条第一項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第二百五条 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、搜索又は差押え等に際しての必要な処分)

第二十六条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二十七条 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押の夜間執行の制限)

第二十四条 臨検、搜索又は差押は、許可状に夜間でも執行することができ旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、して

(許可状の提示)

第二百二十八条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第二百二十九条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(警察官等の援助)

第二百三十条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

はならない。但し、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び前条の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索又は差押は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の呈示)

第二百二十五条 臨検、搜索又は差押の許可状は、これらの処分を受ける者に呈示しなければならない。

(身分の証明)

第二百二十六条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(臨検、搜索又は差押に際しての必要な処分)

第二百二十七条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするに必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、差押物件又は領置物件についても、することができる。

(処分中の出入の禁止)

第二百二十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入することを禁止することができる。

(責任者等の立会)

第二百二十九条 税関職員は、船舶、航空機、車両又は倉庫その他の場所での臨検、搜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む。）又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3 第二百二十三条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押）の規定により臨検、搜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(警察官等の援助)

第三十条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

(調書の作成)

(所有者等の立会)

第三百十一条 税関職員は、人の住居、人の看守する邸宅若しくは建造物又は船舶、航空機、車両若しくは倉庫その他の場所で臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3 第二百二十四条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押え）の規定により臨検、搜索又は差押えをする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(領置目録等の作成等)

第三百三十二条 税関職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第二百五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第三百十一条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、

臨検、搜索又は差押をしたときは、その調書を作り、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。但し、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を附記すれば足りる。

(領置目録又は差押目録)

第三百三十二条 税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

(鑑定の囑託)

第三百三十二条の二 税関職員は、犯則事件を調査するため特に必要があるときは、学識経験を有する者に差押物件又は領置物件についての鑑定を囑託することができる。

2| 前項の規定による鑑定の囑託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3| 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4| 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記

載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合においては、第二百一十一条第四項後段（臨検、搜索又は差押）の規定を準用する。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

（領置物件等の処置）

第三百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3 第八十四条第三項及び第四項（収容貨物の公売又は売却等）の規定は前項の公売について、同条第五項の規定は領置物件又は差押物件について、それぞれ準用する。

（領置物件等の還付等）

第三百三十四条 税関職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件に

（領置物件又は差押物件の処置）

第三百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の虞があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3 第八十四条第三項及び第四項（収容貨物の随意契約による売却等）の規定は、前項の公売について、同条第五項の規定は、領置物件又は差押物件について準用する。

（領置物件又は差押物件の返還等）

第三百三十四条 税関長は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由に因りこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から

ついて公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4 (省 略)

5 前条第二項の規定により公売に付され、又は同条第三項において準用する第八十四条第三項（収容貨物の公売又は売却等）の規定により売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により返還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件について関税その他の国税が納付されていないときは、当該関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては、当該代金をもつて当該関税その他の国税に充てる。

6 税関長は、前条第二項の規定により公売に付した領置物件若しくは差押物件の代金で第四百四十八条（検察官への引継ぎ）の規定により検察官に引き継がれたもの又は刑事訴訟法の規定により売却された外国貨物の代金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還付される場合において、これらの物件又は貨物につき関税が納付されていないときは、当該関税を当該代金の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。

7 第九十七条第四項（警察官等の通報）の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

（移転した上差し押さえた記録媒体の交付等）

第三百三十五条 税関職員は、第二百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当

六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4 同上

5 前条第二項の規定により公売に付され、又は同条第三項において準用する第八十四条第三項（収容貨物の随意契約による売却）の規定により売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により返還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件について関税その他の国税が納付されていないときは、当該関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては、当該代金をもつて当該関税その他の国税に充てる。

6 税関長は、前条第二項の規定により公売に付した領置物件若しくは差押物件の代金で第四百十条（検察官への引継）の規定により検察官に引き継がれたもの又は刑事訴訟法の規定により売却された外国貨物の代金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還付される場合において、これらの物件又は貨物につき関税が納付されていないときは、当該関税を当該代金の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。

7 第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第三百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。

(臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限)

第三百三十七条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入りすることができる場所での公開した時間内にこれらの処分をする場合及び第二百二十四条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押え）の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（処分中の出入りの禁止）

第三百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求めるときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（執行を中止する場合の処分）

第三百三十九条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（搜索証明書の交付）

第四百十条 搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

（調書の作成）

第四百十一条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて

、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 税関職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 税関職員は、この節の規定により臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(管轄区域外における職務の執行)

第四百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

(税関職員以外の公務員の通知)

第四百三十三条 (省 略)

第二節 犯則事件の処分

(申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発)

第四百四十四条 (省 略)

(管轄区域外における職務の執行)

第三百五十五条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

(税関職員以外の公務員の通知)

第三百三十六条 同 上

第二節 同 上

(申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発)

第三百三十六条の二 同 上

(税関職員)の報告又は告発)

第四百四十五条 税関職員は、犯則事件(申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。)の調査を終えたときは、その調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに検察官に告発しなければならない。

一・二 (省略)

三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

(税関長の通告処分等)

第四百四十六条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を税関に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がなくとき。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で

(税関職員)の報告又は告発)

第三百三十七条 税関職員は、犯則事件(申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。)の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに検察官に告発しなければならない。

一・二 同上

三 証拠となると認められるものを隠し、又はなくしてしまうおそれがあるとき。

(税関長の通告処分又は告発)

第三百三十八条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がなくとき。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告をすることができないときも、また前項但書と同様とする。

、当該通告を更正することができる。

4 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

5 犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されない。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

（通告処分の不履行と告発）

第四百七条 犯則者が前条第一項の通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

（検察官への引継ぎ）

第四百八条 犯則事件は、第四百五条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第四百四十六条第二項（税関長の通告処分等）若しくは前条の規定による税関長の告発を待

3 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。

4 犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されない。

（通告処分の不履行と告発）

第四百九条 犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。

（検察官への引継ぎ）

第四百十条 犯則事件は、第三百七条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第三百八条第一項ただし書若しくは第二項（税関長の通告処分又は告発）若しくは前条の

<p>つて論ずる。</p> <p>2 第四百四十四条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第四百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。</p> <p>3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第三十三条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合には、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。</p> <p>5 （省 略）</p> <p>（犯則の心証を得ない場合の通知等） 第四百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。</p>	<p>規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。</p> <p>2 前項の告発又は第三百三十六条の二（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発は、文書をもつて行い、第三百十一条（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。</p> <p>3 前項の領置物件又は差押物件が第三十三条第一項（領置物件又は差押物件の所有者等による保管）の規定による保管に係るものである場合には、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の保管者に通知しなければならない。</p> <p>4 第二項又は前項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。</p> <p>5 同 上</p>
--	---

○ 関税法（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
11 10 9	(省 略) (省 略) (省 略)	<p>(入港手続) 第十五条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。</p> <p>4～8 (省 略)</p>	<p>(入港手続) 第十五条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。</p> <p>4～8 同 上</p> <p>9 前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）又は書面の提出により当該報告を行うことができる。</p>
12 11 10	同 上 同 上		

12) (省 略)

13) 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

14) 第一項の規定による報告（積荷に関する事項の報告を除く。）

第二項の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）、第七項から第九項まで若しくは前項の規定による報告又は第十項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用してこれらの報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

（積荷に関する事項の報告）

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項から第九項までの規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2 (省 略)

（特殊船舶等の入港手続）

13) 同上

14) 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

（積荷に関する事項の報告）

第十五条の二 税関長は、前条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2 同上

（特殊船舶等の入港手続）

第十五条の三 (省 略)

2・4 (省 略)

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

6 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項の規定による書

面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第九項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十項又は第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2・3 (省 略)

(出港手続)

第十五条の三 同上

2・4 同上

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定められるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第十項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十一項又は第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2・3 同上

(出港手続)

第十七条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

5 第一項後段の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書

面の提出を除く。)又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(特殊船舶等の出港手続)

第十七条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

4 第一項後段の規定による書面の提出又は前項の規定による報告は

、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十七条 同 上

2・3 同 上

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(特殊船舶等の出港手続)

第十七条の二 同 上

2 同 上

3 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(入出港の簡易手続)

第十八条 (省 略)

2 (省 略)

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第九項から第十一項まで及び第十七条第一項(出港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第九項の規定による報告又は同条第十項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第九項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

5 前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 (省 略)

2 4 (省 略)

5 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その

(入出港の簡易手続)

第十八条 同 上

2 同 上

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第十項から第十二項まで及び第十七条第一項(出港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第十項の規定による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第十項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 同 上

2 4 同 上

他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(不開港への出入)

第二十条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

5 前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 (省 略)

2・5 (省 略)

6 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

7 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由によ

(不開港への出入)

第二十条 同 上

2・3 同 上

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 同 上

2・5 同 上

6 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

り電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(船長又は機長の行為の代行)

第二十六条 第十五条第一項から第五項まで若しくは第九項から第十一項まで(入港手続)、第十五条の三第一項から第三項まで(特殊船舶等の入港手続)、第十七条第一項(出港手続)、第十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続)、第十八条第二項から第四項まで(入出港の簡易手続)、第十八条の二第一項から第四項まで(特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十条第一項若しくは第二項(不開港への出入)、第二十条の二第一項から第四項まで(特殊船舶等の不開港への出入)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの規定に規定する船舶又は航空機の所有者等(所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。)も行うことができる。

(輸出申告又は輸入申告の手続)

第六十七条の二 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第九項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第十項若しくは第十八条第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

(輸入してはならない貨物)

(船長又は機長の行為の代行)

第二十六条 第十五条第一項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで(入港手続)、第十五条の三第一項から第三項まで(特殊船舶等の入港手続)、第十七条第一項(出港手続)、第十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続)、第十八条第二項から第四項まで(入出港の簡易手続)、第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十条第一項若しくは第二項(不開港への出入)、第二十条の二第一項から第四項まで(特殊船舶等の不開港への出入)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの規定に規定する船舶又は航空機の所有者等(所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。)も行うことができる。

(輸出申告又は輸入申告の手続)

第六十七条の二 同 上

2・3 同 上

4 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第十項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第十項若しくは第十八条第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 二 (省 略)

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができるものとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 五の二 (省 略)

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手(郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において同じ。)。又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品(印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。)並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

七 十 (省 略)

2・3 (省 略)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第九項(入港手続)の規定による

第六十九条の十一 同上

一 二 同上

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができるものとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 五の二 同上

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手(郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において同じ。)。又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品(印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。)並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

七 十 同上

2・3 同上

第百十四条 同上

一 第十五条第一項、第四項又は第十項(入港手続)の規定による

報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条第二項、第五項又は第十項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三・四 (省 略)

五 第十五条第十一項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した機長

六・十四 (省 略)

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第九項の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条第二項、第五項又は第十項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 (省 略)

四 第十五条第十一項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五・十 (省 略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第七項、第八項又は第十三項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二・四 (省 略)

五 第十七条第四項(出港手続)の規定による報告をせず、又は偽

報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条第二項、第五項又は第十一項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三・四 同上

五 第十五条第十二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した機長

六・十四 同上

2 同上

一 第十五条第一項、第四項又は第十項の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条第二項、第五項又は第十一項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 同上

四 第十五条第十二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五・十 同上

第百十四条の二 同上

一 第十五条第七項、第八項又は第十四項前段(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二・四 同上

五 第十七条第四項前段(出港手続)の規定による報告をせず、又

<p>つた報告をした者</p> <p>六 第二十条第四項（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>七 十八（省 略）</p> <p>第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 第二十条の三第五項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>三 第二十条の三第三項（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>四（省 略）</p> <p>五 第二十条の二第六項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>六 十六（省 略）</p>	<p>は偽つた報告をした者</p> <p>六 第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>七 十八 同 上</p> <p>第百十五条の二 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 第二十条の三第五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>三 第二十条の三第三項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>四 同 上</p> <p>五 第二十条の二第六項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者</p> <p>六 十六 同 上</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 （省 略）</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十九年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 同 上</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定</p>

率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)
及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。)(の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この項において「通常の関税率」という。))に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十九年において、飼料用表(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 四 (省 略)

五 関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(第七条の六第

又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。))及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。))に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十八年度においては、飼料用表(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

2 同上

一 四 同上

五 関税率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(第七条の六第

四項第二号において「一般協定」という。）第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七條の六第四項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六（省 略）

3（省 略）

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この

四項第二号において「一般協定」という。）第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 同上

3 同上

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この

下この項において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二・三（省 略）

5（省 略）

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる物品の輸入数量（飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用表」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項において同じ。）をこれらの項ごと」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用表の輸入数量（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。）」と、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該

条において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二・三 同 上

5 同 上

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「物品の輸入数量」とあるのは「物品の輸入数量（飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用表」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用表の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政

統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十九年年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この項及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八

令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十八年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八

条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成二十九年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及

条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及

び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二

び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二

号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成二十九年年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合)又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十九年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の(二)及び第二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二〇一〇・一〇一、第二〇一〇・一二号、第二〇一〇・一九号及び第二〇一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の

号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成二十八年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合)又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の(二)及び第二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二〇一〇・一〇一、第二〇一〇・一二号、第二〇一〇・一九号及び第二〇一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の

一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 (省略)

2 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項及び第七項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間(次項第一号及び第七項において「重複期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は

一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 同上

2 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「第二項に係る発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間(以下この条において「重複期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二

第八條の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八條 加工又は組立てのため、平成三十二年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認

第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八條 加工又は組立てのため、平成二十九年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認

められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一〜三 (省 略)

2 (省 略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業

められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一〜三 同 上

2 同 上

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業

集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成三十一年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成三十二年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 4 (省 略)

(税関職員の権限)

第十五条 関税法第一百五十五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益を

集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 4 同上

(税関職員の権限)

第十五条 関税法第一百五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二

適用した場合について準用する。この場合において、第九条第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の 番号	品 名	税 率
(省 略) 〇四・〇二 〇四〇二・一〇	(省 略) ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一 (省 略) 二 その他のもの (一) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校 の前期課程を含む）	(省 略)

第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九条第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 同 上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の 番号	品 名	税 率
同上 〇四・〇二 〇四〇二・一〇	同上 同上 同上 一 同上 二 同上 (一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務	同上

（）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」とい

教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用の

(省略)	(省略)	〇四〇二・九九	～	〇四〇二・二一	う。	(1) (2) (省略)	(二) (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
二二・〇八	同上	二二〇六・〇〇	二二・〇六	〇四〇二・九九	～	〇四〇二・二一	同上	同上	同上	同上	同上
エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇	同上	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)	二 その他のもの	(二) その他のもの	B その他のもの	(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	同上	同上	同上	同上	同上
無税	同上	同上	同上	同上	同上	もの」という。	同上	同上	同上	同上	

二二〇八・二〇

%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料

ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒

一 アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)

二 その他のもの

二二〇八・三〇

ウイスキー

一 バーボンウイスキー(アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行

無税 無税

機関により真正なものであると証明されているものに限る。)

二)

ライウイスキー(アルコール分が五〇%以上のもの(ニリットル未満の容器入りしたものを除く。))にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものとし、その他のものにあつては内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。)

三)

その他のもの

(一)

アルコール分が五〇%以上のもの(ニリットル未満の容器入りしたものを除く

無税

無税

二七・一〇	(省略)				
石油及び歴青油（原油を除く。 ）、これらの調製品（石油又は 歴青油の含有量が全重量の七〇 %以上のもので、かつ、石油又 は歴青油が基礎的な成分を成す ものに限るものとし、他の項に 該当するものを除く。）並びに	(省略)				
	(省略)				
二七・一〇	同上	二二〇八・四〇	二二〇八・五〇	二二〇八・六〇	二二〇八・七〇
同上	同上	(ロ) その他のもの ラムその他これに類する発酵 したさとうきびの製品から得 た蒸留酒	ジン及びジュネヴァ	ウオツカ	リキュール及びコーディアル その他のもの 一 エチルアルコール及び 蒸留酒 (-) フルーツブランデー A アルコール分が五 〇%以上のもの（ 二リットル未満の 容器入りにしたも のを除く。） B その他のもの
	同上	無税	無税	無税	無税

廃油

石油及び歴青油（原油を除く。
）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

二七二〇・一二
二七二〇・一九

（省 略）
その他のもの
一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一)・(二) (省 略)

(省 略)

(省 略)

同上

二七二〇・一二
二七二〇・一九

同上
同上
同上

(一)・(二) 同上
(三) 重油及び粗油

A| 温度一五度における比重が〇・

九〇三七以下のもの

(b)| その他のもの
のうち

温度一五度における比

同上

同上

重が〇・八
三以上で引
火点が温度
一三〇度以
下のもの（
本邦に到着
した時にお
いてこれら
の性質を有
するもの又
は政令で定
めるところ
により本邦
に到着した
石油製品に
他の石油製
品を混合し
て得たもの
でこれらの
性質を有す
るものに限
る。第二七
一〇・二〇
号において
同じ。）の
うち、農林
漁業の用に
供するもの

無税

二七二〇・二〇

石油及び歴青油（原油を除く。並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

- 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む）。

(一) (三) (省略)

(省略)

二七二〇・二〇

同上

一 同上

(四) (一) (三) 同上
重油及び粗油

A| 温度一五度における比重が〇・九〇

(b)| 三七以下のもの
うち
その他のもの

温度一五度における比重が
〇・八三以上
で引火点が温
度一三〇度以
下のものう

同上

(省
略)

(省
略)

(省
略)

同
上

同
上

ち、農林漁業
の用に供する
もの

同
上

無
税

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
(省略) 〇四・〇二	(省略) ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。） 〇四〇二・二〇	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	一 (省略) 二 その他のもの (一) 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の子供又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以					

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
同上 〇四・〇二	同上 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。） 〇四〇二・二〇	同上	同上	同上	同上	同上
	一 同上 二 同上 (一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の子供又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供され					

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）	〇四〇二・二一 ～ 〇四〇二・九九	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	下この項において「 学校等給食用のもの 」という。）及び配 合飼料のうち政令で 定めるものの製造に 使用するためのもの （以下この項におい て「飼料用のもの」 という。）のうち
									別表第一第〇四〇 二・一〇号の二の （一）に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの
									一キログラ ムにつき一 〇五円三三 銭
									一キログラ ムにつき一 〇二円六七 銭
									一キログラ ムにつき一 〇〇円
									一キログラ ムにつき九 七円三三銭
									一キログラ ムにつき九 四円六七銭二 円

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）	〇四〇二・二一 ～ 〇四〇二・九九	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	るもの（以下この項 において「学校等給 食用のもの」とい う。）及び配合飼料の うち政令で定めるも のの製造に使用する ためのもの（以下こ の項において「飼料 用のもの」という。 ）のうち
									別表第一第〇四〇 二・一〇号の二の （一）に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの
									同上
									同上
									同上
									同上
									同上

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	項 名
													号
													名
													平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの
													平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの
													平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの
													平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの													
平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの													

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	項 名
													号
													名
													平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの
													平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの
													平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの
													平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの													
平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの													

(省略)	項名	品目	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率
(省略)									

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表(第七条の六関係)

(省略)	関税率法	品名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率
(省略)									

同上	項名	品目	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率
同上									

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表(第七条の六関係)

同上	関税率法	品名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率
同上									

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第十一項に規定する入港届（同条第一項及び第九項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条第一項に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条の規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、同項ただし書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分については、同項ただし書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を記載すれば足りる。</p> <p>3・4 （省 略）</p> <p>（関税免除物品の譲渡の制限）</p> <p>第十一条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 関税法第百十九条から第百四十九条までの規定は、前項の違反嫌疑</p>	<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第十二項に規定する入港届（同条第一項及び第十項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条の規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、同項ただし書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分については、同項ただし書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を記載すれば足りる。</p> <p>3・4 同 上</p> <p>（関税免除物品の譲渡の制限）</p> <p>第十一条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 関税法第百十九条から第百四十条までの規定は、前項の違反嫌疑</p>

疑事件の調査及び処分について準用する。

(差押物件等の引渡し)

第十四条 合衆国軍隊の所有する物品を関税法の規定によつて收容し、又は留置したときは、税関長は、速やかに当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合において、当該領置、差押え又は記録命令付差押えの事由が消滅したときは、税関長は、速やかに当該物品を領置、差押え又は記録命令付差押えをした事由を記載した文書とともに、当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

事件の調査及び処分について準用する。

(差押物件等の引渡し)

第十四条 合衆国軍隊の所有する物品を関税法の規定によつて收容し、又は留置したときは、税関長は、速やかに当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて領置し、又は差し押えた場合において、当該領置又は差押の事由が消滅したときは、税関長は、速やかに当該物品を領置し、又は差し押えた事由を記載した文書とともに、当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例）</p> <p>第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十九年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条の規定及び第八十七条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 関稅定率法別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(一)に該当する酒類（同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）を除く。） 六十万円</p> <p>三・四 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げ</p>	<p>（入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例）</p> <p>第八十七条の五 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 関稅定率法別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号に該当する酒類（同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）を除く。）を除く。） 六十万円</p> <p>三・四 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 同 上</p>

るもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十九年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一〇三（省略）

四 関税定率法別表第二七〇・一九号の一の(三)のAの(b)又は第二七〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油

五（省略）

二〇七（省略）

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十九年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七〇・一九号の一の(三)のA又は第二七〇・二〇号の一の(四)のAに掲げる重油（同表第二七〇・一九号の一の(三)のAの(a)若しくは(c)又は第二七〇・二〇号の一の(四)のAの(a)若しくは(c)に掲げる重油）若しくは(c)に掲げる重油については、農林漁業の用に供するものに限る。）を農林漁業の用に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料と

一〇三 同上

四 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一九号の一の(三)のAの(b)又は第二七〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供するもの

五 同上

二〇七 同上

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十九年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七〇・一九号の一の(三)のA又は第二七〇・二〇号の一の(四)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付し

2 ～ 8 (省 略)	<p>された課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に) 還付する。</p>
2 ～ 8 同 上	<p>たものとみなして、当該重油の製造者に) 還付する。</p>

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（犯則事件の調査及び処分） 第十四条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百四十七条第一項（通告処分の不履行と告発）中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。</p>	<p>（犯則事件の調査及び処分） 第十四条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百三十九条（通告処分の不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。</p>

○ 特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（犯則事件の調査及び処分） 第十二条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、特別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百四十七条第一項（通告処分の不履行と告発）中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。</p>	<p>（犯則事件の調査及び処分） 第十二条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、特別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百三十九条（通告処分の不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。</p>

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七條の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 同 上

第七條の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許

第七條の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許

の便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）及び「をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用表）を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」と」を削り、「読み替える」を「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計

便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「飼料用表であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に、「（オーストラリア産飼料用表）を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に、「読み替える」を「別表第一の六第一五項」とあるのは「同表第一五項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごと合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

（省 略）

第七条の六第一項第一号中「（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「告示する数量」の下に「（第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成二十九年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。」を加え、同項第二

同 上

第七条の六第一項第一号中「（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「告示する数量」の下に「（第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成二十八年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。」を加え、同項第二

号中「告示する数量」の下に「（第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成二十九年
度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十九年において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の

号中「告示する数量」の下に「（第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成二十八年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）」を加え、同条第二項中「以下この条において「輸入基準数量」を「第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十八年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

同上

六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成二十九年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに」に、「輸入数量を」を「輸入数量（平成二十九年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を」に、「第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

(省 略)

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに」に、「輸入数量を」を「輸入数量（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を」に、「第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

同 上